

若桜町道の駅の管理運営業務仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、指定管理者が行う若桜町道の駅（以下、「道の駅」という。）の業務の内容及び履行方法等について定めるものとする。

2. 指定管理者が行う管理の基本的な考え方

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、適切な管理運営を行うこと

(1) 基本方針

- ① 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ② 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- ③ 施設の衛生面には十分留意し、清掃を徹底すること。
- ④ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設等を活用し、利用の促進に努めること。
- ⑤ 指定管理者は独立採算制を基本とした施設の管理運営を行うこと。
- ⑥ 指定管理者は、管理業務を行うため新たに職員を雇用する場合は、現に勤務している職員の採用に配慮すること。
- ⑦ 地産地消・地消地産や地元住民の雇用増大による地域内経済循環を図ること。
- ⑧ 委託業務の実施にあたって役務又は物品等は町内事業者への発注に努めること。
- ⑨ 町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

(2) 基本的事項

① 関係法令等の遵守

道の駅の使用に当たっては、若桜町道の駅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 32 号。以下、「道の駅条例」という。）別紙 1「関連条例等」をはじめ、その他関係法令等を遵守すること。なお、指定管理の期間中に関係法令等の改正があった場合は、改正内容によるものとする。

② 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、知り得た情報を漏らすことなく、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。また、施設の管理運営以外の目的に使用しないこと。

③ 情報公開

若桜町情報公開条例（平成 12 年条例第 19 号。）第 24 条の規定を遵守し、施設の管理運営に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

3. 公の施設の概要

(1) 施設の概要

名称及び所在地	道の駅若桜 ※国土交通省管轄部分（以下、「国交省部分」という。）と若桜町管轄部分（以下、「町部分」という。）の総称 道の駅若桜 桜ん坊 ※町部分の名称 八頭郡若桜町大字若桜 9 8 3 番地 2
設置目的	道路利用者の利便性の向上に資すると共に、本町の農林水産物、民芸品の販売等を通じ、観光の振興及び地域の活性化を図るため。
開設	平成 20 年 5 月
主な施設内容	敷地面積 4,728 m ² （国交省部分：3,412 m ² 、町部分：1,316 m ² ） 延床面積 430.47 m ² （国交省部分：163.48 m ² 、町部分：266.99 m ² ） 建物の構造 木造平屋建て一部 R C 造 瓦葺き

	施設の内容 国交省部分： 情報コーナー、トイレ、駐車場（駐車台数：大型 4 台、普通車 22 台、身障者用 2 台）・駐輪場 町部分： 特産品等販売所・食堂（田舎料理体験室）・厨房・前室・食品庫・トイレ・事務所・更衣休憩室・バックヤード
--	--

(2) その他

＜施設設置における背景＞

道の駅は、ドライバーが 24 時間利用できる「休憩機能」、道路や地域の情報を提供する施設としての「情報発信機能」、道の駅を接点に活力ある地域づくりを行う「地域連携機能」の 3 つの基本コンセプトとして有しており、この 3 つの機能による相乗効果で「地域とともにつくる個性豊かな賑わいの場」を創出することが求められている。さらに近年では、産業活性化や防災機能強化など、その役割りは増しており、今後も地方創生の拠点施設として期待されている。

本町においても物販・飲食の拠点施設として、地元の名物や観光資源を活かして観光交流人口を増やし、地域の雇用創出や経済の活性化を期待するものである。

4. 指定管理者の指定に関する条件

(1) 指定及び協定の締結方法

若桜町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成 16 年条例第 20 号)(以下、「手続き条例」という。)及び若桜町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則(平成 16 年規則第 3 号)(以下、「手続き規則」という。)の規定に基づき、若桜町議会の議決を経て指定管理者として指定する。併せて、公の施設の管理を行わせる期間における基本的な事項を定めた「基本協定」を協議の上、締結する。また、施設の利用状況及び経営経理状況等を勘案し、双方協議のうえ 1 年ごとに見直しを行い、各年度の留意事項を定めた「年度協定」を締結するものとする。

なお、協定で定める事項は、手続き規則第 5 条を基本とする。

[基本協定の主な内容]

- 指定管理の期間に関する事項
 - 事業計画に記載された管理運営等に関する事項
 - 利用に係る料金に関する事項
 - 権利・義務の譲渡の禁止に関する事項
 - 管理者の注意業務に関する事項
 - 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - 現状回復義務及び損害賠償義務に関する事項
 - 事業報告(決算状況)等に関する事項
 - 管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
 - 管理に関し保有する情報の公開に関する事項
 - その他必要事項
- (指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項を加えることとする)
- 構成員による権利・義務の譲渡等の制限に関する事項
 - 代表団体に係る倒産の場合など、指定管理者の指定の取り消しに関する事項
 - 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
 - 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
 - 構成員の脱退に対する措置に関する事項

[年度協定の主な内容]

- 町が支払うべき管理費用に関する事項
- 管理運営の内容(協議のうえ見直しを行った内容等)に関する事項
- その他の必要事項

(2) 指定管理期間

協定締結の日は指定管理期間の開始までの日とし、指定管理期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

また、協定締結後、必要な準備行為は行うことができるが、必要な手続きその他準備のために支出した経費は、一切補償しないものとする。

(3) 責任の負担

町及び指定管理者の責任は、原則として、別紙3「責任負担区分表」のとおりとする。

なお、その詳細は、町及び指定管理者が締結する協定で定める。

(4) 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な人材、許認可及び資格等を取得又は確保し、必要な研修等を行わなければならない。また、人材の確保にあたっては、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に配慮し、引続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

(5) 禁止事項

指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用途に供してはならない。

また、管理業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(6) 指定の取り消し等

町長は、次のいずれかに該当するときは、指定を解除することができる。この場合においては、指定管理者に損害又は損失が生じても、町は一切の責めを追わない。

ア 指定管理者が手続き条例第8条の規定による指示に従わないとき。

イ 指定管理者が協定条項に違反したとき。

ウ 指定管理者が参加資格の詐称その他不正な手段により、協定を締結したとき。

エ その他、指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められるとき。

(7) 原状回復及び返還

指定管理者は、契約を取り消したとき又は契約期間が満了したときは、自己の費用で現状に回復し、町長が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

また、当該指定管理者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、町長が原状回復のための処置を行い、その費用の負担を当該指定管理者に請求することができる。この場合においては、当該指定管理者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

(8) 損害賠償

指定管理者が道の駅の施設の使用にあたり、故意又は過失により町又は第三者に損害を与えたときは、全て当該指定管理者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

また、指定管理者が故意又は著しい過失が認められ、その責めに帰する理由により、管理物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を町に支払わなければならない。ただし、当該指定管理者が自己の費用で管理物件を現状に回復した場合は、この限りではない。

(9) 定期報告

指定管理者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、町長に提出すること。この定期報告以外にも町長から収支状況等の報告を求められた場合、指定管理者はその求めに応じること。特に重大なクレームについては、速やかに町長に報告すること。

(10) 実地調査等

町長は、管理物件を随時調査し、又は指定管理者に所定の報告を求め、その他使用等に関し指示することが出来るものとする。

5. 指定管理者が行う管理の業務に関する運用条件

(1) 管理業務の内容

道の駅条例第4条に定める業務は、次の要求事項に基づき計画された業務とする。

①道の駅の利用に関する業務

利用者に対し公平・公正で親切・丁寧な対応を行い、利用の許可、利用の制限及び退去命令等に関すること。

②道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務

施設設備の管理及び運営、保守及び点検、清掃、ゴミの収集・処理、軽微な修繕等に関すること。施設の保守点検等業務内容は、次表のとおりとする。

項目	業務内容	頻度
清掃	(1) 日常的な整理・整頓等	毎日
	(2) 施設内床清掃 水拭き又は乾拭き、ガラススクリーニング	週1回以上（ガラススクリーニングは概ね2月に1回程度）
	(3) 駐車場内清掃（ごみ拾い等）	随時
	(4) ごみ収集（不法投棄含む）	随時
機械警備	(1) 火災、盗難及び特定の異常状態の感知	毎日
	(2) 事故確認時における関係先への通報、連絡	随時
	(3) 警備実施事項の報告	随時
消防設備	(1) 日常保守点検	毎日1回以上
	(2) 定期点検	法定点検による
軽易な修繕	(1) 照明装置の維持・交換等	随時
	(2) その他施設の維持修繕	随時
総合巡視点検	(1) 日常保守点検	毎日1回以上

③観光情報、地域情報の発信に関する業務

ポスター、パンフレット及びパネル等の観光資料の展示、観光案内等に関すること。

④道路利用者の利便性の向上につながる業務

施設内の環境衛生の確保、火災、盗難等の事故及び事件の防止対策及び施設の案内等、警備、駐車場等の管理及び不法利用者等への指導等に関すること。

⑤特産品等販売所の運営に関する業務

地元の農林水産物、加工品及び木工芸品など特産品販売コーナーを設け、本町の特産品をはじめ新たに商品として開発された品物や売れ筋の品物等を発掘し積極的に販売を行うこと。特に、農産物加工品は若桜味工房と連携を図り、生産者は勿論、J A等の関係機関と連携し、地産地消を基本とした農林産物の販売を行うこと。

⑥食堂の運営に関する業務

町内の既存の飲食店等との連携を図り、町産品や若桜味工房の加工品等を食材とした、こだわりあるメニューを提供し、価格については、誰でも気軽に利用できる金額設定を行う等、サービスの向上（自動販売機による物品の販売を含む）に努めること。

⑦前各号に掲げるもののほか、道の駅の運営に関して町長が必要と認める業務

特に、トイレの管理については細心の注意を払うこととし、必ず毎日3回以上は掃除を行い、常に清潔さを保つこと。災害発生時等の緊急時には、施設の管理権限を若桜町へ移譲し、道路利用者や地域住民の安全確保に努め、若桜町のイメージアップにつながる管理運営に努めること。

(2) 運営条件

①利用期間及び利用時間

利用期間及び利用時間は、道の駅の指定管理者募集要項において申請のあった内容を基本として設定する。ただし、当該施設利用者の利便性が図られるよう努めることとし、必要に応じて町が変更を求めることができる。

②勤務体制

従業員の配置については、営業が円滑かつ安全に遂行できるよう留意し、適正な人員配置を行うものとする。

③改修及び修繕並びに事業計画の変更

指定管理者は、施設の改修、修繕等を行うとき又は事業計画を変更しようとするときは、事前に町長の承認を得るものとする。

④許可等の申請

町長や監督官庁への申請、届出、その他管理運営に関して必要な一切の手続きは、全て指定管理者の責任において行うものとする。

⑤衛生管理、品質管理

指定管理者は関係法令等を遵守し、道の駅における衛生管理及び品質管理に十分注意を払い、問題等が発生した場合は、直ちに町に報告のうえ、指定管理者の責任と負担において対処するものとする。

⑥安全管理

建物災害共済（火災・盗難・風水雪害等）保険への加入については町が行うが、指定管理者は施設の防犯防災、事故防止等の安全管理を十分に行うこと。

また、あらかじめ事故等応急対応マニュアルを作成し、安全に関わる看板等の施設内表示や従業員への教育訓練を行うこと。事故の発生により町又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに町に報告し、双方で協議のうえ対応を決定するものとする。ただし、第一責任は指定管理者が有するものとする。

なお、指定管理者の過失に起因する損害賠償等不測の事態に備え、必要に応じて民間損保会社等の保険に加入に努めること。加入できない場合は積立金を積み立てる等の代替え措置を講じておくこと。

⑦廃棄物等の処理

道の駅で発生する全ての廃棄物等の処理については、指定管理者の責任で行い、処理費用も負担すること。

⑧記録の作成・保存

管理運営並びに経理状況について帳簿類等を整理し、町がこれらに関する報告や実態調査を求めた場合には、指定管理者は速やかにこれに従うこと。

なお、収入及び支出状況については、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類は指定管理期間終了後５年間保存すること。

⑨指定管理期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定管理期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

⑩管理物件の取扱い

町が貸与する物件は、別紙２「管理物件」のとおりとする。

町が貸与した物件は町の所有に帰属し、若桜町財務規則及び関係規定に基づき、備品台帳等を備え、常に善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

指定管理者は、道の駅の運営に支障を来さないよう、物件の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

⑪経費負担区分並びに参考となる近年の状況及び経費

別紙３「責任負担区分表」及び別紙４「参考資料」として示す。

⑫疑義等の取扱い

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町と指定管理者で協議し決定することとする。

別紙1「関連条例等」

○若桜町道の駅の設置及び管理に関する条例

平成18年9月25日
条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、若桜町道の駅の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 道路利用者の利便性の向上に資すると共に、本町の農林水産物、民芸品の販売等を通じ、観光の振興及び地域の活性化を図るため、次のとおり若桜町道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

- (1) 名称 道の駅若桜 桜ん坊
- (2) 位置 若桜町大字若桜983番地2
- (3) 施設 特産品等販売所

食堂

休憩・情報コーナー

トイレ

駐車場

その他附帯施設

(指定管理者による管理)

第3条 道の駅の管理は、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に道の駅の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 道の駅の利用に関する業務
- (2) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 観光情報、地域情報の発信に関する業務
- (4) 道路利用者の利便性の向上につながる業務
- (5) 特産品等販売所の運営に関する業務
- (6) 食堂の運営に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の運営に関して町長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第5条 道の駅の開館時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用の許可等)

第6条 別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を専用して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の規定による利用の許可期間は、5年以内とする。ただし、当該許可期間は、更新することができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項に規定する利用の許可に、道の駅の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(行為の制限等)

第7条 道の駅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 爆発若しくは引火性の物品又は悪臭のするものを携行しているとき。
- (4) 集团的又は暴力的不法行為を行う恐れがあるとき。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあるとき。
- (6) その他、管理上支障があるとき。

(許可の取消等)

第8条 指定管理者は、第6条第1項により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取消し、若しくは利用の中止を命ず

ることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 許可を受けた利用目的に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則、若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (4) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、道の駅の管理上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により許可に係る事項を変更し、又は許可を取消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(目的外利用等の禁止)

第9条 有料施設の利用者は、利用目的以外に利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に道の駅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第11条 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により道の駅の施設、設備、機具等を破損し、又は滅失した者は、町長の認定した損害額を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第15条 指定管理者は、道の駅内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月13日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月29日条例第25号）

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第6条、第10条関係）

道の駅若桜利用料金

区分	利用料金
特産品等販売所	売上高に100分の20を乗じて得た額の範囲内
食堂	
備考	「売上高」とは、利用者が農林水産物、飲食物等を販売して得た対価の額の総額をいう。

その他関係する若桜町条例等

規 則	
若桜町道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則	(平成30年規則第4号)

要 綱	
若桜町道の駅における集客促進事業補助金交付要綱	(平成25年告示第52号)

別紙2「管理物件」

1. 管理施設

施設名称	規格構造	数量
国交省部分	敷地面積 3,412 m ²	1 面
休憩棟	延床面積 163.48 m ²	1 棟
情報コーナー	道路情報モニター・授乳室	1 室
トイレ	女性用トイレ・男性用トイレ・多目的トイレ	1 棟
駐車場	大型 4 台、普通車 22 台、身障者用 2 台	1 面
駐輪場	バイクポート	2 棟
町部分	敷地面積 1,316 m ²	1 面
道の駅若桜	延床面積 266.99 m ²	1 棟
特産品等販売所		1 室
食堂（田舎料理体験室）		1 室
厨房		1 室
前室		1 室
食品庫		1 室
トイレ		1 室
事務所		1 室
更衣休憩室		1 室
バックヤード		1 室

2. 管理備品

＜厨房及び田舎料理体験室＞

名称・品名	形式	規格	数量	単位	単価	金額
冷凍冷蔵庫（バスター制御）	HRF-120BT	1,200*650*1910	1	台	1,252,000	1,252,000
1槽シンク	BSI-066	600*600*800	1	台	38,000	38,000
ガステーブル	RGT-0963B	900*600*800	1	台	98,000	98,000
脇台		300*600*800	1	台	24,000	24,000
ガス作業槽式	MGF-13K	330*600*800	1	台	205,000	205,000
シェルフ	NL1070/PH1590-4	1,062*610*1590	1	台	50,000	50,000
2槽シンク	BS2-126N	1,200*600*800	1	台	58,000	58,000
上棚		1,200*400*1R	1	台	55,800	55,800
電子レンジ	EM-750	490*283*320	1	台	73,700	73,700
炊飯台		1,200*450*800	1	台	65,000	65,000
ガス炊飯器	RR-50S1	525*481*434	1	台	30,000	30,000
台下冷蔵庫	RT-120SNE	1,200*600*800	1	台	358,000	358,000
台下戸棚		1,050*750*800	1	台	78,000	78,000
上棚		1,050*400*1R	1	台	53,600	53,600
スプレジ	RGS-066B	600*600*450	1	台	75,000	75,000
ガスオーマテーブル	MGS-096CX	900*600*800	1	台	203,000	203,000

台下戸棚		1,050*750*800	1	台	77,800	77,800
戸棚		500*450*1800	1	台	84,000	84,000
食器洗争機	MDR8E	600*600*1,435	1	台	877,000	877,000
ソルトテーブル		1,350*700*820	1	台	200,000	200,000
ラックシェルフ		550*350*1R	1	台	24,000	24,000
電子ジャー	JHC-720A	435*358*270	1	台	22,000	22,000
スープジャー	JHI-A080	362*305*323	1	台	30,000	30,000
置台		1,225*450*550	1	台	33,000	33,000
台下戸棚		1,250*450*800	2	台	60,000	120,000
作業台		900*450*800	1	台	26,800	26,800
ティンサーバー	AT-400HWC	450*480*1,490	1	台	412,500	412,500
スパーフォーム	SSC-05MSD	680*560*685	1	台	1,026,000	1,026,000
オープン用2/3棚パン		H=20	4	個	1,800	7,200
オープン用2/3棚パン		H=65	4	個	2,200	8,800
オープン用2/3棚パン	穴明	H=65	4	個	3,200	12,800
オープン用2/3棚網			2	個	2,000	4,000
移動台		550*550*800	1	台	46,000	46,000
シェルフ	NL1070/PH1900-5	1,062*610*1,895	1	台	62,000	62,000
シェルフ	NL1520/PH1900-5	1,522*610*1,895	1	台	81,000	81,000
家庭用炊飯ジャー	ECJ-VP(SW)	291*365*247	1	台	14,000	14,000
ガスブースター	WB-S21B	260*450*720	1	台	14,000	14,000

＜直売所＞

冷蔵ショーケース	HMC-84GHT03S	W2518D910H1550	1	台	821,000	821,000
冷蔵ショーケース	MCU-43GHPOR-F	W1165D600H1500	1	台	534,000	534,000
平台	キャスター14/ストッカー8	W1500D600H700	14	台	78,000	1,092,000
すき間台		W1500D300H700	4	台	25,000	100,000
中置什器		W1200D600H1425	4	台	75,000	300,000
エポック什器		W1250D600H1425	1	台	80,000	80,000
壁面工芸品棚		W2300W2150D500H2300	1	台	434,400	434,400
レジ台		W1800*600*720	3	台	84,000	252,000
レジ台		W1200D600H720	1	台	57,600	57,600
レジバックケース		W1800D600H2200	1	台	150,000	150,000
レジボーダー			1	式	104,000	104,000
冷蔵用ショーケース	HMC-84GHT03SR		1	台	862,050	862,050
平台冷凍冷蔵ショーケース	MRN-40SJSOR		1	台	528,000	528,000
内蔵フリーズショーケース	MEU-43GHS3G		2	台	885,000	1,770,000
インバータ内蔵フリーズショーケース	AMC-51PGFTAXOR		1	台	894,000	894,000
内蔵フリーズショーケース	MRN-43RGBSPS		2	台	558,000	1,116,000

<食堂>

座卓(天板材板)別注		W1500D750H330	3	卓	46,800	140,400
椅子	1073-1840		20	脚	9,720	194,400
テーブル(天板材板)別注	テーブル脚BW-2 750	W600D750H720	4	卓	42,000	168,000
子供用椅子	イカN 1044-1764		3	脚	15,300	45,900
テーブル(天板材板)別注	テーブル脚BW-2 750	W1200D750H720	3	卓	51,000	153,000
券売機	VT-B20		1	台	968,000	968,000
加湿トリマ空気清浄機	ACK70X-W		1	台	64,800	64,800

<バックヤード>

冷凍冷蔵庫	URN-42PM1	W1200D650H1950	1	台	729,000	729,000
什物置(多雪地型)	MBW-48H	W 2210D2210H2320	1	台	190,000	190,000
半自動洗濯機	RAN-105S	W650D400H750	1	台	200,000	200,000
電波時計	IC-410SJ-9JF		1	台	9,500	9,500
台車	13-317	150kg	2	台	10,800	21,600
会員用クヤケスベソト	635-616	W1050D900H400	2	台	70,000	140,000
催し用テーブル	03-934	アルミフレーム W1800D450H700	10	台	23,000	230,000
折りたたみイス	17-338	アルミ脚W514D463H745H430	10	脚	7,000	70,000
平机	670-277	W1400D800H700	1	台	31,700	31,700
机用ボード	624-004	ニッケル・ロータイプ W1200H900	1	枚	13,800	13,800
乾湿掃除機	NT-361		1	台	51,000	51,000

<屋外・玄関>

木製屋外用ベンチ 背無	杉材仕様(別注)	W2000×D450×H380	2	台	48,500	97,000
木製屋外用灰皿	杉材仕様(別注)		2	台	39,000	78,000
傘立て(21人用)	18-606	ステンレス W700D300H450	1	台	47,400	47,400
体温測定装置付カメラ・ミル	UFT-2060IM		1	台	300,000	300,000
オートデイス・センサー	62313-01-289M		1	台	28,000	28,000

<事務室・更衣室>

事務机	671-400	机台色 W1100D700H700	2	台	37,950	75,900
事務椅子	691-122	W465D570	2	脚	20,000	40,000
引き違い保管庫	645-051	机台色 W800D400H890	1	台	24,400	24,400
引き違い保管庫(ガラス)	645-054	机台色 W800D400H890	1	台	35,500	35,500
クヤケスベソト	645-063	机台色 W800D400H1050	1	台	68,000	68,000
17型TFT	LCM-T173AD/S(S)		1	台	30,600	30,600
パソコン(ノートタイプ)	PC-VJ20AEDFHFL4	Core2DuoT7250, 512MB, 80GB	1	台	153,000	153,000
1CHハードディスクレコーダ	VDH-8000		1	台	162,500	162,500
15液晶モニター	VMC-L1015		1	台	48,000	48,000
バックアップ用ディスク	LHD-ED320U2		1	台	14,000	14,000
無停電装置	BT100TW		2	台	82,000	164,000
月予定表	624-010	ニッケル・ロータイプ W1200H900	1	個	16,500	16,500

耐火金庫	N-800	JIS規格W650D650H700	1	台	184,800	184,800
ロッカー(6人用)	08-155	W900D515H1790	1	台	33,000	33,000
液晶テレビ 23インチ	LCD-23SX200(K)	地デジ対応	1	台	90,000	90,000
タイムコーダー	カルロ 20ex	カード、カード立て含む	1	台	30,000	30,000
ミーティングテーブル	02-633	光触媒天板W1200D750H700	1	台	29,700	29,700
ミーティングチェア	660-430		4	脚	16,200	64,800
デジタル複合機	TASKalfa2470ci+	W590×D590×H753	1	台	R7.5.1から(5年分)	

<POSシステム>

POSレジタミナル本体一式	OT-300-V1-21-WA-S (POSレジタミナル2台含む) 他		1	式	4,632,000	4,632,000
4インチバーコードプリンタ	BA420T-TS12-S		1	式	338,000	338,000
農産物直売所管理システム			1	式		
パソコン(ディスプレイ付)	Mateタイプ ML		1	台		

別紙３「責任負担区分表」

若桜町と指定管理者との責任分担等は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に●印のついた者が負うものとする。

項 目		責 任	
		若桜町	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		原則●
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		●
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	●	
	上記以外のもの	協議事項	
施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	●	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		●
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等 への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	●	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		●
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注１件あたり３０万円未満のものに限る。）		●
	施設等の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注１件あたり３０万円以上のものに限る。）	協議事項	
備品の購入	施設等の管理の観点から、町が貸与する備品の更新及び町が必要と認める備品	●	
	その他の備品		●
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設・設備の復旧経費及び業務不履行による損害	●	
保険（建物等）の加入		●	必要に応じて対応
委託業務に要する経費（上記のうち町の責任分担とされたものを除く。）の負担			●
包括的管理責任		●	

- １．トイレ、情報コーナー、駐車場（国交省部分）にかかる光熱水費（電気料金、冷暖房用ガス料金、上下水道料金）は国土交通省所管の施設にかかわるものであり、国土交通省の負担とする。
- ２．協議事項については、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものであること。
- ３．修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない

状態まで回復させることをいう。また、発注1件とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。

4. 備品とは、原則、性質及び計上を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品をいう。

5. 町が加入している保険（建物等）の条件は次のとおりである。

施設名	棟数	面積	共済責任額	備考
道の駅若桜	1	265 m ²	77,005 千円	農林産物販売施設 一財) 全国自治協会 建物災害共済

なお、保険については、指定管理者の過失等に起因する事故の場合は、保険会社が損害賠償を求めてくる場合があるなど、想定外の事で損害賠償請求を受ける場合もあるので、民間損保会社等で扱う賠償責任保険に加入すること。この場合、保険料は指定管理者の負担とする。

※ 指定管理者が指定管理期間の途中で施設の管理・運営が出来なくなった場合、指定管理者は若桜町に生じた損害を賠償しなければならない。よって、その際の補償として履行補償保険に加入すること。なお、民間損保会社等が履行補償保険を取り扱わない等の理由により加入できない場合は、積立金を積み立てる等の代替え措置を講じること。

別紙4「参考資料」

(単位:千円) 税抜

区 分	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度
		4 月～9 月	10 月～3 月		
Ⅰ 営業活動による収支					
収 入	施設利用料収入	0	110	122	149
	商品販売収入	47,976	44,679	98,958	108,575
	その他収入	398	438	1,015	467
	町指定管理料	1,950	4,380	8,227	8,227
	収入合計(a)	50,324	49,607	108,322	117,418
支 出	職員給与等の人件費	5,172	7,570	15,491	17,915
	労務費(パート代)	6,341	2,520	2,713	1,776
	原材料の購入費(仕入等)	37,905	5,882	8,342	80,300
	商品、資材の購入費	1,734	25,313	64,499	982
	販売促進・広告宣伝費	48	345	788	336
	管理費(水道光熱費)	3,072	1,549	5,158	5,507
	管理費(修繕料)	410	336	269	419
	外注委託料	2,446	870	1,749	1,977
	その他経費	1,519	7,810	9,313	8,206
	支出合計(b)	58,647	52,195	108,322	117,418
Ⅰ 営業活動による収支(a-b)		▲8,323	▲ 2,588	0	0
Ⅱ 投資・財務活動による収支					
備品・車輛等購入の支出			0	0	0
借入金の収入(新規借入)			0	0	0
借入金の支出(返済)			0	0	0
出資金等による収入(自己資金等)			0	0	0
Ⅱ 投資・財務活動による収支(収入－支出)		0	0	0	0
当期の収支差額		▲8,323	▲ 2,588	0	0

※令和5年度については、年度途中で指定管理者が変更となったため。

【施設の利用状況等】

単位：人

施設名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
道の駅	85,296	95,123	99,358
にぎわいプラザ	21,869	21,437	20,922
retro（若桜駅）	13,197	11,527	11,759
若桜駅（一般入構）	3,759	3,295	2,781
若桜駅（ツアー）	5,581	3,773	4,393
休憩交流処かりや	6,273	5,543	6,998
昭和おもちゃ館	18,300	19,327	18,390

道の駅「若桜」

- 国土交通省部分
- 若桜町部分

